

国への提言・要望

<安定的で分権型社会にふさわしい地方税財政制度の確立>

通番	該当箇所	計画素案に対する意見	府の基本的な考え方
1	本38 具64	国も大変な財政難。何でも無責任に国に補助を求めるべきでない。国の補助なしで財政再建すべき。	府としては、現行の諸制度を前提として、今回の計画を策定しました。 その上で、今後、地方分権を実効あるものとするとともに、国、地方を通じた財政再建と行財政構造改革をすすめていくために不可欠と考える、府としての地方税財政制度の改革案を今回、お示したところです。 その中では、国と地方の歳出割合(2:3)と税収配分(3:2)に大きな乖離がある現状を踏まえ、地方公共団体が、自らの責任と判断で、より地域の実状にあった行政が展開できるよう、国から地方への税源移譲等を求めています。他方、国も財政状況が厳しいことから、税源移譲に必要な財源は、国庫補助負担金や地方交付税の縮減により確保することにより、実質的に国の財政が痛まない、いわゆる「増減収中立」を基本としているところです。
2	本38	安定的な行財政基盤を確保し、受益と負担を一層明確にし、国の関与を縮小し、地方における施策を自由化していくべき	地方公共団体が、行政サービスを安定的・継続的に供給していくためには、安定的な財政基盤の確立が不可欠です。 また、自らの責任と判断で、地域の実情にあった行政を展開するためには、住民の受益と負担の関係を一層明確化する観点から、自主財源である地方税を充実強化・安定化し、歳出面で、法令等による義務付けの見直し、国庫補助負担金の整理合理化など、国の関与を縮小し、地方における施策選択の自由度を高める必要があります。 そのような分権型社会の実現を通じて、財政資金の効率化と行政の簡素化が図られることにより、国・地方を通じた財政再建と行財政構造改革にもつながることが期待できます。 本計画において、こうした考え方を具体的なシミュレーションとともに、お示したところであり、今後、その実現に向け、国に一層強く働きかけていきます。
3	本38 具63	地方交付税の削減をしないこと、国からの税源移譲を求めること、国の直轄事業負担金廃止を全国自治体とともに要望すべき。	地方交付税は、地方公共団体共有の固有財源たる性格を有し、法令等の定める一定水準の行政を地方公共団体が計画的に運営できるよう保障する役割等を担っており、国の財政事情等による一方的な削減は認められるものではありません。 また、現状においては、国と地方の税収配分と歳出割合に大きな乖離がありますが、分権型社会の実現のためには、これを縮小するべきであり、国から地方への税源移譲が必要です。 その一助となるよう税源移譲についてもシミュレーションを今回行ったところです。 国と地方の役割を明確化するためにも、国直轄事業負担金のうち、施設も管理者である国自らが負担すべき維持管理経費にかかるものについては直ちに、また、建設事業費負担金についても将来的には廃止されるべきであると考えています。 これらについては、全国知事会を通じて、国に対して強く働きかけているところです。
4	本38	低成長経済において、増大する一方の社会保障の公費負担を賄いながら、国と地方を合わせた巨額の財政赤字から脱却するためには、かなりの増税が必要。中長期的課題として、国と地方を合わせた増税を国に提言することが望ましい。税源移譲だけでは、根本的な解決にならない。	この計画では、準用再建団体転落の危機を克服し、財政再建の道筋をつけるために、まず本府自らが、財政再建に向け、府政全般にわたる構造改革を行うなどできる限りの努力を行うことを基本としています。
5	本38	税収以外の収入増を考えるべき。	地方公共団体が、行政サービスを安定的・継続的に供給していくためには、安定的な財政基盤の確立が不可欠であり、こうした方向で分権型社会に相応しい地方税財政制度の改革が是非とも必要であり、国に対して一層強く働きかけてまいります。 また、自らが歳入確保に取り組むことが重要であることはご指摘のとおりであり、計画においても、具体的取組として、府税の収入歩合(徴収率)の向上、府有地の売却、受益者負担の適正化を求める観点からの使用料・手数料の見直し等の取組をすすめていく予定です。
6	具64	法人税率や高額所得者の所得税率を元の税率に戻すことを国に求めるべき。	法人課税のあり方等については、国、地方を通じた税制のあり方を考える中で、国において総合的に検討されるべきものと考えます。
7	具64	消費税の減税を国に求めるべき。	消費税のあり方については、国の税制度全体の中で議論されるべきものと考えます。
8	本38 具64	税収の安定化が財政再建には不可欠であり、外形標準課税の導入など税収が安定する税制度を早急につくるべき。	法人事業税への外形標準課税の導入などにより、安定的な税収が確保できるよう、引き続き国に対して地方税財政制度の改正について、要望していきます。

9	本 38 具 64	外形標準課税は前近代的税といわれるもので、緊急避難的に導入することにはあまり賛成できない。	法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性、税収の安定化等の観点から導入を目指しているものであり、これまでから長年国に対して要望しているものです。
10	本 38 具 64	法人事業税への外形標準課税を導入することは、中小企業をさらに苦境に陥らせるため反対。	昨年11月に発表された旧自治省案では、軽減税率の適用をはじめ、簡易事業規模額の選択制など、中小法人等に対して配慮されたものとなっています。また、外形標準課税の導入に際しては、府としても、経済動向に配慮するよう国に対して併せて要望しています。
11	本 38 具 63	大阪府は特に財政が厳しいので、政府に対して地方交付税増加の要望をすべき。	地方交付税の算定については、これまでも、厳しい府の財政状況を訴え、府の実情を的確に反映した措置が講じられるよう国に働きかけてきたところです。今後とも強く要望していきます。
12	本 38 具 63	地方交付税の算出方法が複雑で不透明。努力した自治体が非難されるような制度であってはならない。	各地方公共団体の財源保障を目的とする地方交付税の性格上、財政需要の実態に応じた算定を行うためには一定の補正係数などが必要となることはやむを得ませんが、現状が複雑で結果として算出方法を理解することが難しくなっていることは事実です。 今後、国と地方の役割分担の見直しや法令等による事務の義務付け等の廃止・緩和等をすすめていく中で、これに対応して、地方公共団体の自立的・主体的な財政運営に資する方向で、算定方法についても簡素化がすすめられることが望ましいと考えています。

< 国と地方の役割分担の明確化と透明性の高いシステムの確立 >

通番	該当箇所	計画素案に対する意見	府の基本的な考え方
13	本 39	国と地方の役割分担を明確にするため、自治権拡充に向けた合意づくりと府民の生存権を擁護する姿勢を明確に打ち出すべき。	計画では、「本格的な地方分権時代(本編16ページ)」の到来を踏まえ、「国・府・市町村等の役割分担を踏まえ、基礎的自治体である市町村をバックアップしながら、府県としての広域性や専門性を活かした仕事、府域を統一してサービス水準の確保を図る仕事などを担って(同)」いくことを基本に、市町村と協働(本編7ページ、16ページ)し、また、近畿の他府県等との連携(本編16ページ)を強化していくこととしています。 また、計画では、府民の安全・安心の確保に特に留意しています。その内容として、「府民が安全で安心して暮らせる大阪」の実現に向けた、「将来の府政の役割(本編21~22ページ)」、「当面の厳しい財政状況の下にあって、府として集中的な取組が必要であると考えている施策分野(集中取組分野。具体的取組編33ページ)」を掲げ、国等との役割分担を図りながら、行政としてのセーフティネットを整えていきます。
14	本 39	国際空港は、国が建設すべきであり、地方自治体が扱うテーマではない。府が関空の今後の負担を断ったのは当然であり、遅きに失した感がある。	関西国際空港は、空港整備法、関西国際空港株式会社法に基づき、関西国際空港株式会社が設置運営する第1種空港ですが、同空港が西日本を中心に広く我が国の国際空港需要に対応し、大阪・関西はもとより、我が国経済社会の発展のために必要不可欠な都市基盤であることから、大阪府においては、国、関係地方公共団体、地元経済界と一体となって、責任と負担の適切な分担のもと、事業の計画的な推進を図ってきています。 関西国際空港が、関西のみならず我が国の発展を担う国際ハブ空港としての機能を安定的に発揮していくためには、需要動向や景気変動に大きく左右されない経営基盤の構築が不可欠であることから、今回、「地元として新たな負担を行わないこと」、「2007年の平行滑走路の供用開始」を前提に、関空会社が行う事業費の削減、事業の段階的施工と併せて、地元としても、国とともに、あらかじめ合意した額の範囲で出資、貸付を行うこととしたものです。
15	具 65	電子自治体の実現では、事務の効率化の促進は賛成だが、電子認証など内容がよくわからないので、広報誌などで府民にアピールしてほしい。	ネットワークを利用した申請などにおいて、申請者が本人であることを確認する行為を電子認証と呼びます。情報化の進展により、その重要性が高まりつつあります。政府においては、民間が行う認証業務等に関する法整備(「電子署名及び認証業務に関する法律」)、企業向けの電子認証制度の運営(法務省)、広く住民が公的手続きなどに利用する認証制度の検討(総務省)などが進められています。 今後、認証制度は府民生活との関連が深くなることから、国の動向も踏まえ、府民の皆さんにわかりやすい広報を行いながら、府民サービスの向上や利便性につながるよう努力していきます。